

# 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和3年10月29日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東農県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和3年10月29日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー瑞浪店  
瑞浪市穂並一丁目3番 外25筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
バロー瑞浪店 瑞浪市山田町338番地の1	バロー瑞浪店 瑞浪市穂並一丁目3番 外25筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町661-1 外4者	株式会社バロー 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市大針町661-1

4 届出年月日

令和3年10月22日